

成果有体物の取扱いに関する規程の制定について

早稲田大学では従来より日々の研究活動から研究成果として有体物を作製しており、これらの成果有体物は学術研究発展を目的に、研究者間の交流を通じて広く配布されてきた。近年、産業界と大学の共同研究が盛んになり、研究成果有体物が学術的価値のみならず研究開発ツールの経済的な価値を有するようになってきており、知的財産管理の観点から大学における成果有体物の適切な取扱いが求められている。そこで、本学の研究者の権利を適切に保護し、且つ、成果有体物の交流を円滑に行い、本学における研究活動を発展させることを目的として、成果有体物の取扱いに関する規程を制定し運用する。

1. 成果有体物の取扱いに関する規程の基本的な考え方

以下の基本的な考え方にに基づき、成果有体物の取扱いに関する規程を制定する。

- ・研究の過程で得られた成果有体物を学外機関に提供するときは、提供前に産学官研究推進センターの承認を受ける。但し、国内の学術機関に無償で提供する場合、共同・受託研究契約等で別に定めがある場合を除く。
- ・関係法令や学内規程などを遵守し学外機関との成果有体物の提供または受領を適切に行うため、産学官研究推進センターはその条件や方法についてアドバイスする。
- ・産学官研究推進センターは成果有体物の提供または受領を承認し、学外機関との間で有体物提供契約書（MTA: Material Transfer Agreement）を締結する
- ・成果有体物を学外機関に提供することにより収入を得たときは、大学はその総額に対する一般管理費を受け入れ、一般管理費を除いた残額を成果有体物の作製者に研究費として配分する。

2. 成果有体物の定義

学術的価値または財産的価値のある材料および試料（試薬、新材料、土壌、岩石、植物新品種、実験動物、細胞株、微生物株、ウイルス株、核酸、タンパク質等の生体成分および当該物の誘導体等ならびにそれらを含む固形物、溶液、体液等をいう。）、化学物質、試作品、モデル品等ならびに関連する情報を記録した紙その他の媒体等であって次のいずれかに該当するものをいう。ただし、論文、講演その他の著作物に関するものを除く。

- ア 研究等の際に創作または取得されたものであって、研究等の目的を達成したことを示すもの。
- イ 研究等の際に創作または取得されたものであって、アに定めるものを得るために利用されるもの。
- ウ アまたはイに定めるものを創作または取得する際に派生して創作または取得されたもの。

3. 成果有体物の帰属と管理についての考え方

2002年に文部科学省が策定した「研究開発成果としての有体物の取扱いに関するガイドラインについて」に基づき、成果有体物の帰属と管理は以下の通りとする。

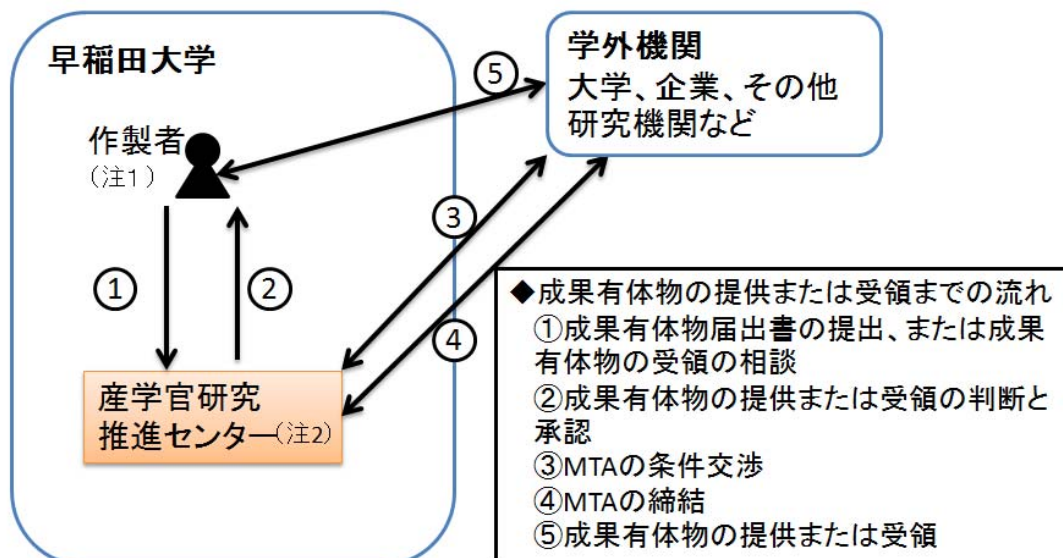
■ 成果有体物の帰属

外部資金や大学の予算を使用し、大学の設備施設などを利用してなされた成果有体物の所有権及び成果有体物に係わるすべての権利・法的地位は、特段の定めが無い限り大学に帰属する。また、成果有体物を一部改変したものについても、原成果有体物の権利者である大学の権利が及ぶ。

■ 成果有体物の管理

成果有体物は多種多様であり、その取扱いを習熟しているのは成果を生み出した作製者であることから、成果有体物の維持管理（帳簿管理を含める）は作製者が行う。成果有体物を学外機関に提供する際の契約書作成や、権利関係や管理状況等の適切な記録と管理は大学が行う。（既に寄託センターに寄託している成果有体物を、学外機関に提供する場合にも、大学に成果有体物の届出を提出する。）

4. 成果有体物の提供または受領の取扱いの流れ



- ・注1 作製者は成果有体物を関係法令等の定める管理方法により適切に管理する。
- ・注2 産学官研究推進センターは、成果有体物の権利関係、管理状況等を台帳、データベース等で適切に記録する。

① 成果有体物届出書の提出、または成果有体物の受領の相談

成果有体物の作製者は以下に示す場合には、成果有体物届出書を大学（産学官研究推進センター）に提出する。

■ 成果有体物届出書を大学に提出する場合

- ・ 成果有体物を学外機関に提供しようとする場合（国内の学術機関に無償で提供する場合や共同・受託研究契約等で別に定めがある場合を除く。）
- ・ 教職員等が退職し、成果有体物を学外に持ち出す場合
- ・ 寄託センターに寄託した成果有体物を特許出願のため大学が承継する場合
- ・ その他産学官研究推進センター長が必要と認めた場合

- 成果有体物届出書： 産学官研究推進センターWEB ページからダウンロード
-提出先： 産学官研究推進センター (invention@list.waseda.jp) までメールまたは学内便にて提出

学外機関から成果有体物を受領する場合には、後述の「研究成果有体物受入時の判断フロー」に従い、必要に応じて産学官研究推進センターに相談する。

※成果有体物の提供または受領に関して、国内の学術機関に無償で提供する場合や、学外機関との間に共同研究契約や受託研究契約等で別に定めがある場合には、届出の提出や有体物提供契約書を改めて契約する必要は無い。

② 成果有体物の提供または受領の判断と承認

大学（産学官研究推進センター）は成果有体物の提供または受領が以下の事項に該当しないことなどの確認を行い、成果有体物提供の承認を判断する。

- 一 法令、条約、国の定める倫理指針等に違反する場合
- 二 大学が定める「学外機関等との学術研究提携等に関する規則」に違反する場合
- 三 大学を当事者とする外部機関との契約において、成果有体物を第三者に提供することまたは第三者から受領することが禁止されている場合
- 四 その他産学官研究推進センター長が提供または受領を禁止した場合

（抜粋）「早稲田大学成果有体物の取扱いに関する規程」第6条 提供または受領の禁止

③ 有体物提供契約書（MTA）の条件交渉

大学（産学官研究推進センター）は提供または受領する学外機関との間で成果有体物に関する諸条件（所有権（修飾体や誘導體も含む）、利用制限、機密情報管理、成果有体物を

用いた発明や研究成果など)を交渉する。

④ 有体物提供契約書(MTA)の締結

大学は学外機関と成果有体物に関する諸条件を規定し、法的な効力を持つ成果有体物提供契約(Material Transfer Agreement)を締結する。

⑤ 成果有体物の提供または受領

成果有体物の作製者は有体物提供契約書が締結した後で、学外機関と成果有体物の提供または受領を行う。

5. 成果有体物提供による対価とその配分

■ 対価

大学が公的機関外の第三者、(産業利用・収益事業を目的とする)営利機関に成果有体物を提供するときは、有償提供をすることができるものとする(純粋な研究開発目的の場合は無償提供の可能性もある)。

大学が非営利研究を目的とする公的研究機関(非営利機関、学術研究機関)に成果有体物を提供する場合は、無償で提供することができるものとする。但し、成果有体物の作製費用など、提供のための必要な費用を学外機関に請求することができる。

■ 対価の配分

成果有体物を学外機関に提供することにより収入を得たときは、「学外機関等との学術研究提携等に伴う一般管理費受入に関する要綱」に従い、その総額に対する一般管理費を大学が受け入れ、一般管理費を除いた残額を成果有体物の作製者に研究費として配分する。

成果有体物提供時の判断フロー

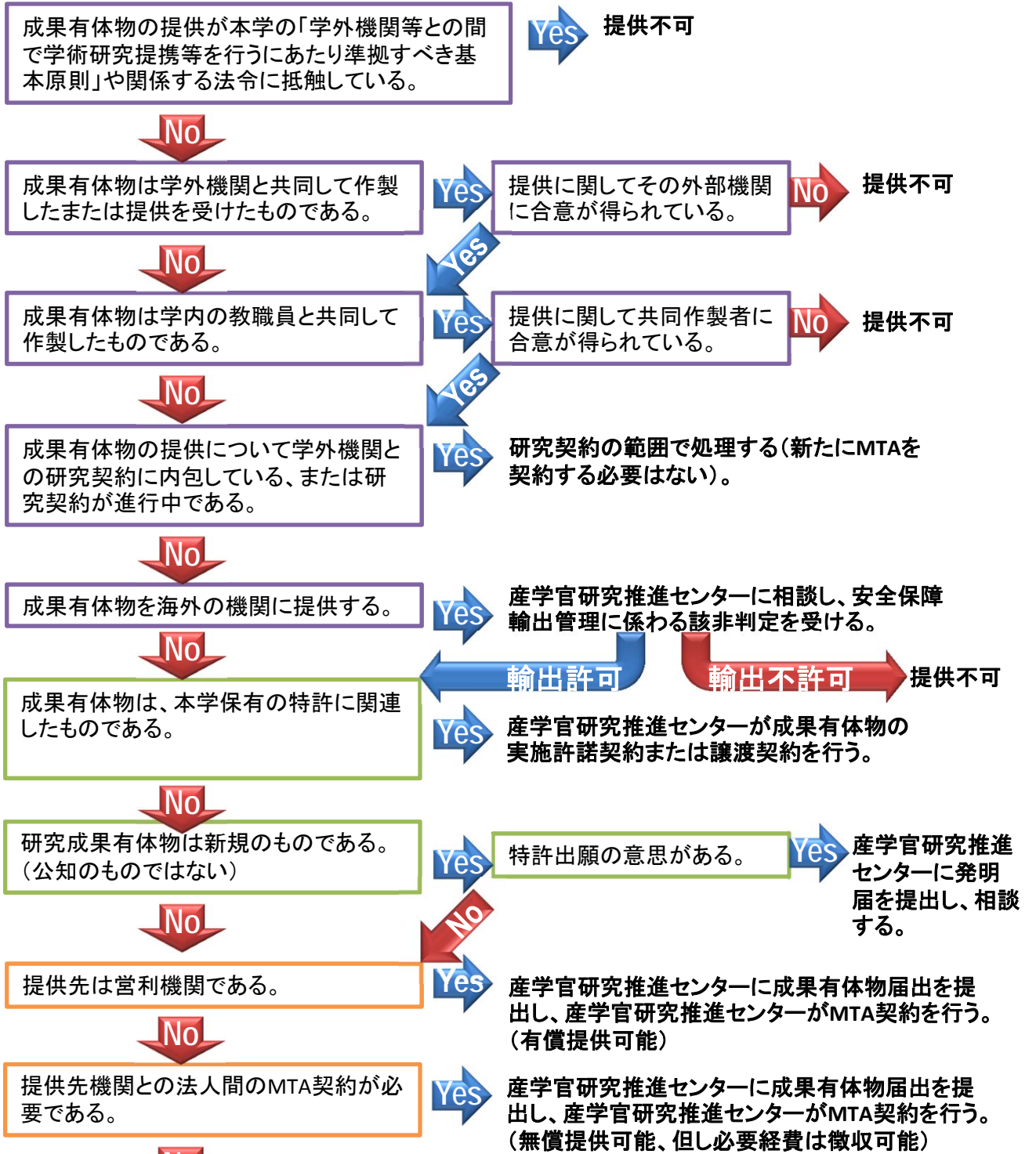
成果有体物届出書を大学に提出する場合
 ・成果有体物を学外機関に提供しようとする場合（国内の学術機関に無償で提供する場合や共同・受託研究契約等で別に定めがある場合を除く。）
 ・教職員等が退職し、成果有体物を学外に持ち出す場合
 ・寄託センターに寄託した成果有体物を特許出願のため大学が承継する場合
 ・その他産学官研究推進センター長が必要と認めた場合

START

コンプライアンス・安全保障輸出管理

知的財産管理

相手機関契約・対価



研究者個人で成果有体物の提供できる。研究者は成果有体物提供のやりとりの履歴を帳簿、メール、FAX等で記録しておく。また、任意で産学官研究推進センターに成果有体物届出を提出することができる。

成果有体物を学外機関から受領するときの判断フロー

START

コンプライアンス

成果有体物の受領が本学の「学外機関等との間で学術研究提携等を行うにあたり準拠すべき基本原則」や関係する法令に抵触している。

Yes 受領不可

No

成果有体物の受領について学外機関との研究契約に内包している、または研究契約が進行中である。

Yes 研究契約の範囲で処理する(新たにMTAを契約する必要はない)。

No

相手機関契約

提供元機関との法人間のMTA契約が必要である。

Yes 産学官研究推進センターに相談し、産学官研究推進センターがMTA契約を行う。

No

研究者個人で成果有体物を受領できる。研究者は成果有体物受領のやりとりの履歴を帳簿、メール、FAX等で記録しておく。不明点があれば産学官研究推進センターに相談する。